

【消費者トラブル情報 vol.7：強引な海産物の電話勧誘にご注意！】

特に年末年始にかけて、強引な海産物の電話勧誘に関するご相談が寄せられます。

- ・ 自宅に海産物の購入を勧める電話があり、断ってもしつこく勧誘された。
- ・ 一人暮らしの高齢の親が海産物の電話勧誘を受け、断ったのに海産物と請求書が送られてきた。

○アドバイス

- ・ 断ったにもかかわらず一方的に送り付けられた商品については代金を支払う必要はありません。送り主の名称や所在地を控えたうえで受取拒否しましょう。
- ・ 電話勧誘販売の場合、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

■市消費生活センター相談

Tel:099-808-7500

■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)